



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 20 日 (月)
号外第 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (426) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (427) (水産課) 3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (428) (〃) 3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (429) (〃) 3

告 示

鳥取県告示第426号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年以内であるものに限る。</u>）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.225 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え11年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 0.275 パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.50パーセントの割合で利</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.50パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内であるものに限る。</u> ）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.225 パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え11年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.275 パーセント	略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.50パーセントの割合で利	年0.50パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年を超え11年以内であるものに限る。</u>）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.45パーセントの割合で利</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.45パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え11年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.45パーセントの割合で利	年0.45パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年以内であるものに限る。</u> ）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.225 パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え11年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.275 パーセント																						
略																							
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.50パーセントの割合で利	年0.50パーセント																						
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え9年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																						
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え11年以内であるものに限る。</u> ）のうち市町村が年0.275パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																						
略																							
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.45パーセントの割合で利	年0.45パーセント																						

子補給金を交付するもの		子補給金を交付するもの	
-------------	--	-------------	--

鳥取県告示第427号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
1 略		1 略									
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率									
<table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年<u>0.50パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.50パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの			<table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年<u>0.45パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.45パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの		
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.50パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの											
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.45パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの											

鳥取県告示第428号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
<table border="1"> <tr> <td>貸 付 利 率</td> <td>利 子 補 給 率</td> </tr> <tr> <td><u>年1.0パーセント</u></td> <td>略</td> </tr> </table>	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	<u>年1.0パーセント</u>	略		<table border="1"> <tr> <td>貸 付 利 率</td> <td>利 子 補 給 率</td> </tr> <tr> <td><u>年0.9パーセント</u></td> <td>略</td> </tr> </table>	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	<u>年0.9パーセント</u>	略	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率										
<u>年1.0パーセント</u>	略										
貸 付 利 率	利 子 補 給 率										
<u>年0.9パーセント</u>	略										

鳥取県告示第429号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年1.0パーセント	略	規則別表第3号の資金	年0.9パーセント	略
規則別表第7号の資金	年1.625パーセント	略	規則別表第7号の資金	年1.525パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.0パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年0.9パーセント	略